

アマチュア野球規則委員会によるアマチュア野球審判員のための都道府県  
スーパーバイザーおよび都道府県インストラクターの育成実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一般財団法人全日本野球協会アマチュア野球規則委員会（以下「アマチュア野球規則委員会」という。）によるアマチュア野球審判員のための都道府県スーパーバイザーおよび都道府県インストラクター（以下「都道府県審判指導員」という。）の育成（以下「都道府県審判指導員制度」という。）に関し、必要な事項を定める。

(都道府県審判指導員制度の目的)

第2条 都道府県審判指導員制度の目的は、次のとおりとする。

- (1) アマチュア野球審判員の横断的指導体制を構築すること。
- (2) 審判員講習会の講師となる人材の質的・量的充実および確保を図ること。
- (3) アマチュア野球審判員の技術のレベルアップを図ること。

(都道府県スーパーバイザー)

第3条 都道府県スーパーバイザーは、各都道府県の審判員組織またはその者が所属する野球団体（以下「各都道府県の審判員組織」という。）が、第4条第1項各号において規定する都道府県スーパーバイザーの役割を担うのに相応しい経歴と見識を有するとして推薦した者とし、アマチュア野球規則委員会が任命する。ただし、次の各号に該当する者を除く。

- (1) 「アマチュア野球規則委員会によるアマチュア野球審判員のためのインストラクターの育成および派遣実施要領」（以下「インストラクター制度実施要領」という。）第3条に規定するインストラクター（以下「インストラクター」という。）。
- (2) 「アマチュア野球規則委員会による公認審判員の資格制度実施要領」（以下「ライセンス制度実施要領」という。）第4条第2項に規定する国際審判員（以下「国際審判員」という。）。

2 都道府県スーパーバイザーの人数は、各都道府県の審判員組織において若干名とする。

(都道府県スーパーバイザーの役割)

第4条 都道府県スーパーバイザーの役割は、次のとおりとする。

- (1) 各都道府県内および公益財団法人全日本大学野球連盟に加盟する大学野球連盟（以下「各大学野球連盟」という。）で行われる講習会（以下「各都道府県内講習会」という。）の講師となり、その講習会の統括者を補佐すること。
- (2) ライセンス制度実施要領第12条に規定する各都道府県の審判員組織が行う業務に関し、その審判員組織の統括者を補佐すること。
- (3) インストラクター制度実施要領第6条第1項に規定するインストラクターを派遣する講習会（以下「インストラクター講習会」という。）において、インストラクターを補佐すること。

(都道府県インストラクター)

第5条 都道府県インストラクターは、インストラクターを除く次の各号のいずれかに該当する者とし、アマチュア野球規則委員会が任命する。

- (1) 国際審判員。
  - (2) ライセンス制度実施要領第4条第3項に規定する1級審判員のうち、第9条第1項に規定する任期の開始日において55歳以下の者で、各都道府県の審判員組織が、第6条第1項各号において規定する都道府県インストラクターの役割を担うのに相応しい経歴と見識を有するとして推薦する者。
- 2 都道府県インストラクターの人数は、各都道府県の審判員組織において、国際審判員を除き、1人とする。ただし、第9条第2項により、暫定的に同一の組織に複数人登録されることがある。

(都道府県インストラクターの役割)

第6条 都道府県インストラクターの役割は、次のとおりとする。

- (1) 各都道府県内講習会の講師となり、都道府県スーパーバイザーを補佐すること。
- (2) インストラクター講習会において、インストラクターを補佐すること。
- (3) その他各都道府県の審判員組織における審判員の技術の向上および育成に関すること。

(推薦)

第7条 都道府県の審判員組織は、第10条に規定する研修会が開催される年の6月末日までに、都道府県スーパーバイザー推薦書(別紙様式第1号)および都道府県インストラクター推薦書(別紙様式第2号)(「以下「推薦書」という。)」をアマチュア野球規則委員会委員長に提出する。

- 2 第1項の規定にかかわらず、第9条第2項またはその他の理由により都道府県審判指導員に欠員が生じた都道府県の審判員組織は、第1項の推薦書をアマチュア野球規則委員会委員長に随時提出することができる。

(任命)

第8条 アマチュア野球規則委員会は、第7条の規定により推薦された者のうち、第10条に規定する研修会を受講した者を、都道府県スーパーバイザーまたは都道府県インストラクターとして任命する。

- 2 第1項の規定にかかわらず、アマチュア野球規則委員会は、第7条第1項により推薦された者のうち、第10条第4項により決定された都道府県審判指導員研修会を都合により受講できなかった者が、公益財団法人日本野球連盟、公益財団法人全日本大学野球連盟、公益財団法人日本高等学校野球連盟および公益財団法人全日本軟式野球連盟が開催する地区別またはブロック別講習会(以下「地区別講習会」という。)のいずれかを受講した場合、都道府県スーパーバイザーまたは都道府県インストラクターとして任命する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、アマチュア野球規則委員会は、第7条第2項により推薦された者のうち、前項の地区別講習会を受講した者を、都道府県スーパーバイザーまたは都道府県インストラクターとして任命する。

(任期)

第9条 都道府県審判指導員の任期は、第10条に規定する研修会を受講した年の翌年の1月1日から4年後の12月31日までの4年間とする。なお、再任は妨げない。

- 2 都道府県審判指導員が、第1項の任期内に転居等により他の都道府県の審判員組織に

登録した場合、その任期内は新たに登録した都道府県の審判員組織の都道府県審判指導員として活動を継続することができるものとする。

3 第8条第2項により任命される都道府県審判指導員の任期は、受講した第8条第2項の地区別講習会の終了日から、第1項に規定する日までとする。

4 第8条第3項により任命される都道府県審判指導員の任期は、受講した第8条第2項の地区別講習会の終了日から、前任者の残存期間とする。

(都道府県審判指導員研修会)

第10条 都道府県審判指導員の指導方法の高度化等を図るため、研修会(以下「都道府県審判指導員研修会」という。)を実施する。

2 都道府県審判指導員研修会は、原則として次の9地区に分割して実施する。

(1) 北海道地区：北海道

(2) 東北地区：6県(青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島)

(3) 関東地区：8都県(茨城、栃木、群馬、山梨、埼玉、千葉、東京、神奈川県)

(4) 北信越地区：5県(新潟、富山、石川、福井、長野)

(5) 東海地区：4県(静岡、愛知、岐阜、三重)

(6) 近畿地区：6府県(滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)

(7) 中国地区：5県(鳥取、島根、岡山、広島、山口)

(8) 四国地区：4県(徳島、香川、愛媛、高知)

(9) 九州地区：8県(福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄)

3 都道府県審判指導員研修会は、原則として4年に1回開催する。

4 都道府県審判指導員研修会の開催日および開催場所等は、アマチュア野球規則委員会委員長が決定する。

5 都道府県審判指導員研修会の講師は、インストラクターが務める。

(研修会の経費)

第11条 都道府県審判指導員研修会の開催に必要な費用のうち、都道府県審判指導員にかかる費用は、それぞれが所属する各都道府県の審判員組織が負担する。

2 第1項を除く費用は、アマチュア野球規則委員会が負担する。なお、派遣されるインストラクターの旅費については、インストラクター制度実施要領第10条第2項および第3項の規定を適用する。

(研修会および講習会の教材)

第12条 都道府県審判指導員研修会および各都道府県内講習会の教材は、次のとおりとする。

(1) 審判メカニクスハンドブック(日本野球協会オペレーション委員会審判部会発行)

(2) 都道府県審判指導員マニュアル(アマチュア野球規則委員会編)

(4) 審判員講習会マニュアル(アマチュア野球規則委員会編)

(3) キャンプゲーム・マニュアル(アマチュア野球規則委員会編)

(実施要領の変更)

第13条 この実施要領を変更する場合は、アマチュア野球規則委員会の承認を得るものとする。

附 則

(施行時期)

- 1 この要領は、平成25年2月6日より施行する。  
(制度開始年度における都道府県審判指導員の推薦の期限)
- 2 第7条の規定にかかわらず、都道府県審判指導員制度の開始年度において、各都道府県の審判員組織および各大学野球連盟は、その開始年度の6月末日までに第7条第1項に規定する推薦書を、アマチュア野球規則委員会委員長に提出する。  
(制度開始年度における都道府県インストラクターの推薦の要件)
- 3 制度開始年度における都道府県インストラクターの推薦の要件のうち、規則第5条第2項の「1級審判員」を「1級審判員に該当すると思われる者」とする。  
(制度開始年度に任命された都道府県審判指導員の任期)
- 4 第9条第1項の規定にかかわらず、制度開始年度に都道府県審判指導員に任命された者の任期は、第10条に規定する都道府県審判指導員研修会を受講した日から、平成27年12月31日までとする。

附 則

この要領は、平成25年7月9日より施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月14日より施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月6日より施行する。